

ASAHI NEWS

令和7年4月10日
第181号

朝日税理士法人 城南支社
TEL:03-3700-3331
FAX:03-3700-8942
<http://www.asahitax.jp>



■ ■ ■ 4月の主な予定 ■ ■ ■

税務・会計

固定資産課税台帳の縦覧期間：4月1日から4月20日まで又は市町村の条例で定める同税の第1期目の納期限までのいずれか遅い日までの期間

給与支払報告に係る異動の届出期限：4月15日

経営・経済

4月17日：貿易統計発表(財務省)

4月18日：全国消費者物価指数発表(総務省)

4月23日：G20財務省・中央銀行総裁会議(ワシントン、24日まで)

4月25日：国際通貨基金(IMF)・世界銀行の春季会合(ワシントン、27日まで)

4月30日：米GDP速報値(米:商務省)

4月30日：日銀金融政策決定会合(日銀、5月1日まで)

4月30日：鉱工業生産・出荷・在庫指数速報発表(経産省)



「年収の壁160万円へ」

令和6年12月27日に閣議決定された令和7年度税制改正大綱について、**所得税の課税最低限を160万円に引き上げる**などの修正が加えられました。政府が当初提出した法案では、改正前の103万円から給与所得控除と基礎控除の最高額を各10万円増額し123万円に引き上げるとしていましたが、さらなる協議の末2月に提出した修正案により「令和7年分以後の各年分の基礎控除の特例」が創設されることとなりました。

今月号では、税制改正大綱から大きく修正が加えられた基礎控除の部分を中心に取り上げます。



基礎控除

改正前、合計所得金額(以下、「所得」という。)2,400万円以下の者について一律で48万円の基礎控除であったところ、当初の修正案では所得2,350万円以下の者は一律で58万円の10万円増額としていました。

今回の改正では、さらに所得655万円以下の者について所得別で4段階に控除額が加算される旨の修正があり、最大95万円の控除となります。ただし、所得132万円超の者に対する上乗せ分については令和7年・令和8年の2年間に限定した措置としています。この基礎控除の特例は**令和7年12月1日に施行**され、令和7年度の所得税から適用されます。したがって、給与所得者については令和7年度の年末調整より適用となります。

合計所得金額	給与収入金額(目安)	改正前	当初修正案	修正案	改正後控除額合計
132万円以下	200万円以下	48万円	58万円	+37万 ※1	95万円
132万円超336万円以下	200万円超475万円以下			+30万 ※2	88万円
336万円超489万円以下	475万円超665万円以下			+10万 ※2	68万円
489万円超655万円以下	665万円超850万円以下			+5万 ※2	63万円
655万円超2,350万円以下	850万円超2,545万円以下	32万円	改正なし	加算なし	58万円
2,350万円超2,400万円以下	2,545万円超2,595万円以下				48万円
2,400万円超2,450万円以下	2,595万円超2,645万円以下				32万円
2,450万円超2,500万円以下	2,645万円超2,695万円以下	16万円			16万円

※1: 恒久的に適用されます。

※2: **令和7年・令和8年の2年間に限定して適用**、令和9年分以後の控除額は58万円とされます。

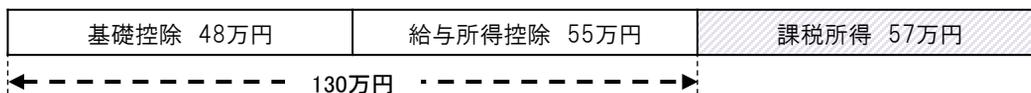
基礎控除・給与所得控除の最低保証額

基礎控除は上記の通り最大95万円となりましたが、給与所得控除の最低保証額は税制改正大綱から変更はなく改正前から**10万円引き上げられた65万円**となります。

給与収入160万円の場合を例にすると改正前後の課税所得額は以下の通りです。

(例) 給与収入160万円の場合

【改正前】



【改正後】



改正前は、基礎控除48万円+給与所得控除55万円の103万円を適用した**57万円が課税所得**となっています。

一方、改正後では基礎控除95万円+給与所得控除65万円の160万円を控除できるため**課税所得が発生しません**。

なお、給与所得控除が65万円に引き上げられたことにより、最低保障額が適用される給与収入は190万円以下となります。



令和7年度税制改正～中小企業経営強化税制～

中小企業者等が特定経営力向上設備等に投資をした場合の特別償却又は税額控除について、対象設備の要件が見直され、適用期限が**2年延長**されました。また、中堅企業への成長ポテンシャルが高い中小企業の創出を推進するため、売上100億円企業を目指す中小企業に対する措置が拡大されています。

概要

特定経営力向上設備等の類型	確認者	現行	改正案
A類型 (生産性向上設備)	工業会等	旧モデル比平均 1%以上 の生産性向上設備	・生産性指標: 単位時間当たり生産量、歩留率又は投入コスト削減率のいずれかによる評価に変更 ・除外資産: 暗号資産マイニング業用設備
B類型 (収益力強化設備)	経済産業局	投資収益率が年平均5%以上の投資計画に係る設備	・投資収益率を 7%以上に引上げ ・除外資産: 暗号資産マイニング業用設備
C類型 (デジタル化設備)		可視化、遠隔操作、自動制御化のいずれかに該当する設備	対象設備から除外(当該類型は 廃止)
D類型 (経営資源集中化設備)		修正ROA又は有形固定資産回転率が一定割合以上の投資計画に係る設備	改正なし
B類型の拡充 (経営規模拡大設備)		なし	・新たな要件を新設し、対象設備を拡充 ・当該拡充措置について所得税は対象外

拡充されたB類型の新たな要件、対象設備は以下の通りです。また、本制度との関連は現時点では不明ですが、中小企業庁より「100億円宣言」というプロジェクトが開始され、**2025年5月頃から申請受付が予定されています**。

項目	改正案(追加された内容に係る要件)	
制度対象者	青色申告書を提出する中小企業者等(資本金1億円以下の法人、協同組合等)	
適用要件	中小企業者等経営強化法の認定を受けた経営力向上計画(以下「認定計画」)に基づき設備を新規取得等し指定事業の用に供すること	
拡充要件 (新設)	対象企業要件	・直前事業年度売上高10億円超90億円未満 ・売上高100億円超を目指すロードマップの作成 ・売上高100億円超を目指す事業基盤、財務基盤、組織基盤の構築
	投資計画要件	・投資利益率 : 年平均7%以上 ・売上高成長率 : 年平均10%以上を目標 ・最低投資額 : 1億円以上又は前年度売上高5%相当のいずれか高い金額 ・導入設備 : 売上高増加に貢献する設備 設備導入にあたり建物・付属設備の新設又は増設 ・給与増加 : 投資計画中の給与の増加(2.5%以上又は5%以上)
	その他	・売上高100億円超を目指すために必要とされる要件(改正案には具体的記載なし)
対象設備	・機械装置(160万円以上) ・具及び器具備品(30万円以上)	・[拡充]建物及びその付属設備(合計額1,000万円以上) ・ソフトウェア(70万円以上)

拡充要件を満たす対象設備に関する特別償却率・税額控除率については賃上げ率により割合が変わります。

対象設備	賃上げ率	特別償却率	税額控除割合	その他留意点 
建物とその 附属設備	5%以上	25%	2%	対象取得金額: 1,000万円以上
	2.5%以上	15%	1%	
	2.5%未満	適用なし	適用なし	適用なし
械装置 工具及び 器具備品 ソフトウェア	要件なし	即時償却	10%	対象事業者: ①個人事業主 ②中小事業者等(資本金3,000万円以下の法人)
	要件なし	即時償却	7%	対象事業者: 中小事業者等(資本金3,000万円超の法人)

適用時期

令和9年3月31日までの間に取得等をして、事業(指定事業)の用に供した場合について適用

出典: 経済産業省資料を一部加筆

令和6年12月20日公表の令和7年度税制改正大綱に基づいて作成しています。改正は国会の審議を経て可決・決定するものであり、本資料の内容については正確性を期しておりますが、改正内容等の確実性・正確性を保証するものではありません。予定される税制改正を踏まえ意思決定等を行うときは、事前に弊社担当者までご相談ください。